

感染急拡大に伴う県の対策等について（案）

資料 3

- ▽ **宮城県・仙台市独自の「緊急事態宣言」を発令し、**
仙台市内の接待を伴う・酒類を提供する飲食店等に対する時短要請の延長等を行う

対策の主な変更点

- ① 「リバウンド防止徹底期間」から**県と仙台市独自の「緊急事態宣言」へ移行（8月12日から8月31日まで）**
- ② 飲食店等に対する**時短要請の延長等**

現行		8月17日営業分以降
要請対象	接待を伴う飲食店等、酒類を提供する飲食店等 （※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」認証店を除く）	<u>継続（同左）</u>
対象地域	仙台市全域	
営業時間	午前5時から午後9時まで	午前5時から <u>午後8時</u> まで
酒類提供	午前11時から午後8時まで	午前11時から <u>午後7時</u> まで
要請期間	令和3年7月21日から令和3年8月16日まで	<u>令和3年8月17日から令和3年8月31日まで</u>

- ③ 県民等に対し、**県外との往来自粛**に加え、**県内の外出・移動**についても**一層の注意喚起・要請**を行う
 （※ **家族**や**普段行動を共にしている仲間**と**少人数**で、感染防止対策を万全に、「三密」等を回避）

※ これまで**リバウンド防止対策**として取り組んできた「**4本柱**」対策は**引き続き推進**
 （= 基本的感染対策の徹底・検査体制の充実・飲食店認証制度・ワクチン接種加速化）



県民に対する要請等【県内全域】

対象	要請内容（8月12日から8月31日まで）
県民	<ul style="list-style-type: none">○ 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来は延期・自粛すること○ 県内であっても、外出や移動の必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、「三密」や「5つの場面※」、混雑する場所・時間を避けること○ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用（宅配・テイクアウトを除く）を控えること○ 飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること○ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること○ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること <p>※ 感染リスクが高いとされる ① 飲酒を伴う懇親会等、 ② 大人数や長時間におよぶ飲食、 ③ マスクなしでの会話、 ④ 狭い空間での共同生活、⑤ 居場所の切り替わり</p>

飲食店等に対する要請等

地域	要請内容	
仙 台 市 内	要請対象	<p>仙台市内（全域）の接待を伴う飲食店等※1、酒類を提供する飲食店等※2</p> <p>※1 食品衛生法上の営業許可を取得している店舗等であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗</p> <p>※2 食品衛生法上の営業許可を取得しているカラオケ店等を含む。</p> <p>例外 「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店は原則として要請の対象外とする。 ただし、当該認証店が時短営業を行った場合は「協力金（※資料4参照）」の対象とする。</p>
	要請内容	<p>① 午前5時から午後8時までの営業時間短縮</p> <p>② 酒類の提供については午前11時から午後7時まで</p> <p>※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持ち込みを含むものとする。（法24条9項の要請）</p>
	要請期間	<p>令和3年8月17日から令和3年8月31日まで</p>
県 内 全 域	<p>令和3年8月12日から令和3年8月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板の設置等 ○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等 ○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主業とする店舗） ○ CO₂センサーの設置 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 <p style="text-align: right;">（法24条9項の要請）</p>	

イベント主催者等に対する要請等【県内全域】

※県主催・共催のイベントを含む

対象	要請内容（8月12日から8月31日まで）		
イベント主催者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること ○ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること ○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること ○ 以下の収容率・人数上限のいずれか低い方 		
	収容率		人数上限
	大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等※1 飲食を伴うが発声がないもの （映画館等）	大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等※1 飲食を伴うもの	5,000人 又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%※2以内 （席がない場合は十分な間隔）	
※1 あくまでも例示であり、大声での歓声、声援の有無は個別判断となる。 ※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。 <div style="text-align: right;">（法24条9項の要請）</div>			

その他の要請等【県内全域】

対象	要請内容（8月12日から8月31日まで）
その他の施設	<p>（対象施設） 全ての施設・店舗等（※県有施設を含む）</p> <p>（協力依頼内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒等の励行、施設の換気等の感染防止対策 ○ 国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策の徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守 <p>→ 特に「5つの場面」・「三密」のある施設については、これらの感染防止対策を徹底すること</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること ○ 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を控えるよう求めること ○ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。
大学等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を控えるよう求めること ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について、学生等に注意喚起を徹底すること ○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること